

表2-1 精神障害の労災補償状況

区 分		年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
精神障害	請求件数		1136	1181	1272	1257	1409
	決定件数 注2		852	1061	1074	1217	1193
	うち支給決定件数 注3 (認定率) 注4		234 (27.5%)	308 (29.0%)	325 (30.3%)	475 (39.0%)	436 (36.5%)
	うち自殺 (未遂を含む。)						
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数		157	171	202	169	177
	決定件数		140	170	176	203	157
	うち支給決定件数 (認定率)		63 (45.0%)	65 (38.2%)	66 (37.5%)	93 (45.8%)	63 (40.1%)
	うち自殺 (未遂を含む。)						

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注5

区 分		年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
精神障害	支給決定件数 注6		13	15	20	34	12
	うち自殺 (未遂を含む。)		11	7	10	15	5

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案である。
 6 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。

図2-1 精神障害に係る労災請求・決定件数の推移

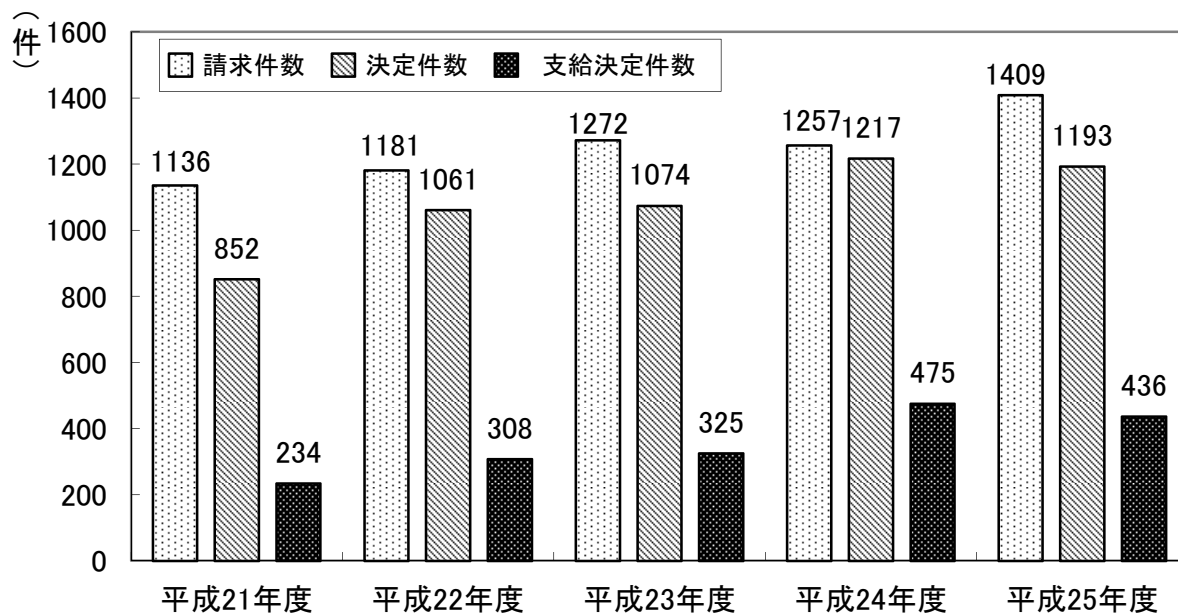


表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	平成24年度			平成25年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	8	10	7	15	11	7
製造業	225	206	93	249	219	78
建設業	45	53	22	87	68	34
運輸業、郵便業	104	114	52	147	115	45
卸売業、小売業	196	204	66	199	180	65
金融業、保険業	51	36	12	34	42	15
教育、学習支援業	43	36	13	34	33	13
医療、福祉	201	179	52	219	167	54
情報通信業	66	68	35	76	60	22
宿泊業、飲食サービス業	52	53	30	67	51	24
その他の事業(上記以外の事業)	266	258	93	282	247	79
合計	1257	1217	475	1409	1193	436

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

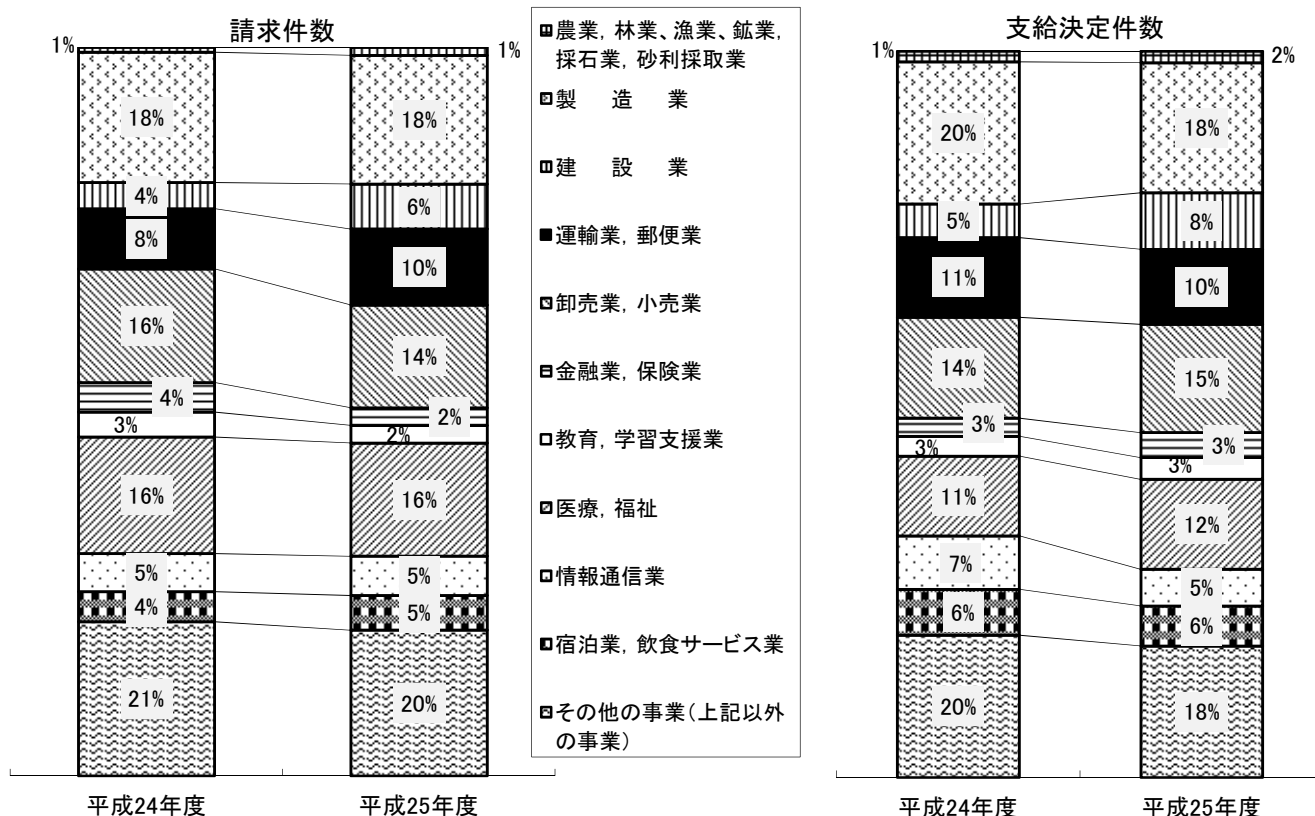


表2-2-1 精神障害の請求件数の多い業種(中分類の上位15業種)

平成25年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	119
2	医療、福祉	医療業	96
3	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	73
4	情報通信業	情報サービス業	56
5	卸売業・小売業	その他の小売業	53
6	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	51
7	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	44
8	製造業	輸送用機械器具製造業	42
9	製造業	食料品製造業	41
10	建設業	総合工事業	39
11	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業	37
12	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	35
13	卸売業・小売業	各種商品小売業	34
14	建設業	設備工事業	29
14	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	29

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表2-2-2 精神障害の支給決定件数の多い業種(中分類の上位15業種)

平成25年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	32
2	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	24
3	医療、福祉	医療業	22
4	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	20
5	建設業	総合工事業	19
6	情報通信業	情報サービス業	18
7	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	17
8	卸売業・小売業	その他の小売業	14
9	卸売業・小売業	飲食料品小売業	13
10	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	12
11	製造業	輸送用機械器具製造業	11
11	卸売業・小売業	各種商品小売業	11
11	建設業	設備工事業	11
14	製造業	化学工業	10
14	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	10
14	金融業・保険業	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	10

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	平成24年度			平成25年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	274	284	117	307	264	104
管理的職業従事者	50	51	26	58	39	18
事務従事者	342	304	101	350	316	86
販売従事者	140	154	54	162	126	42
サービス職業従事者	153	141	57	176	132	51
輸送・機械運転従事者	58	67	33	95	74	30
生産工程従事者	147	131	56	153	143	56
運搬・清掃・包装等従事者	46	41	15	32	31	10
建設・採掘従事者	29	31	11	48	41	24
その他の職種(上記以外の職種)	18	13	5	28	27	15
合計	1257	1217	475	1409	1193	436

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

図2-3 職種別構成比

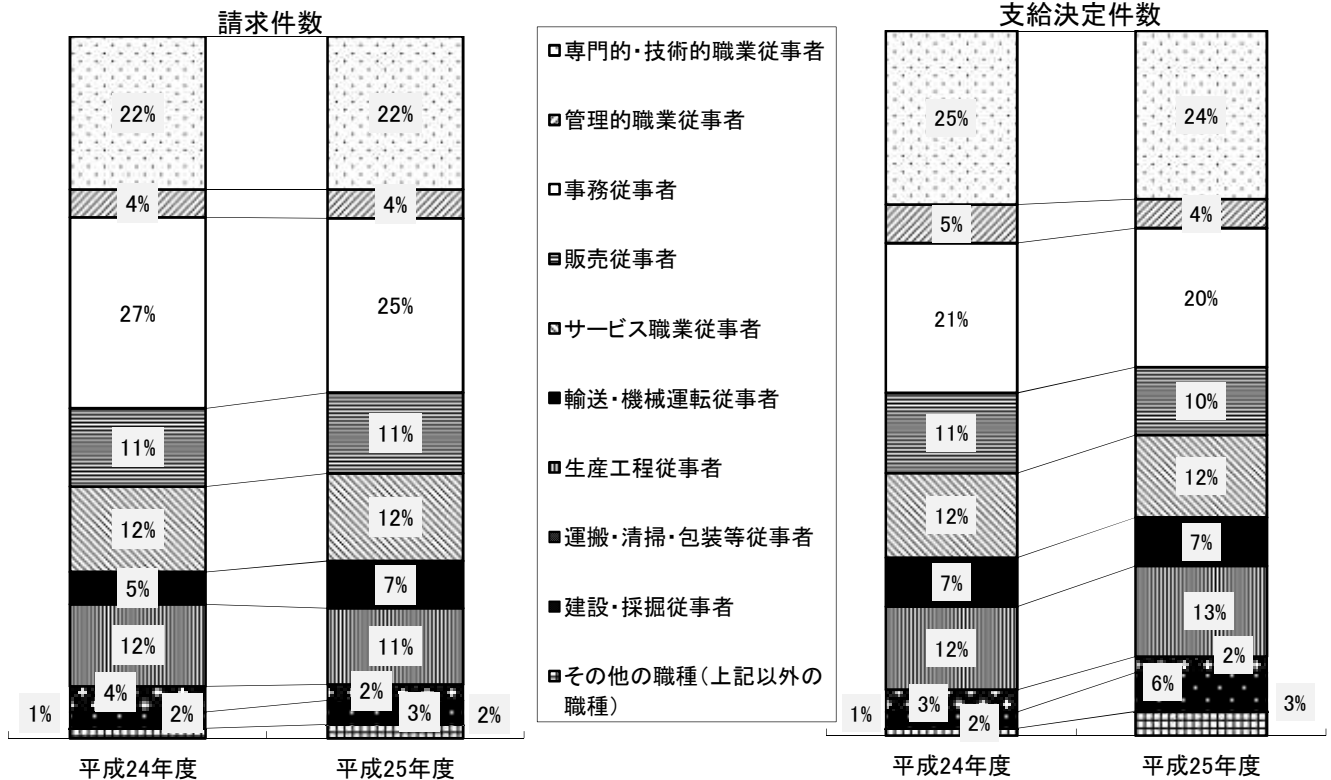


表2-3-1 精神障害の請求件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成25年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	227
2	販売従事者	商品販売従事者	90
3	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	84
4	事務従事者	営業・販売事務従事者	78
5	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	68
6	販売従事者	営業職業従事者	67
7	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	56
8	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	51
9	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	47
10	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	40
11	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	39
11	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	39
11	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	39
14	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	36
15	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	27

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表2-3-2 精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成25年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	事務従事者	一般事務従事者	50
2	販売従事者	商品販売従事者	26
2	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	26
4	事務従事者	営業・販売事務従事者	21
4	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	21
6	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	18
7	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	17
7	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	17
9	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	16
10	販売従事者	営業職業従事者	15
11	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	13
11	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	13
11	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	13
14	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11
14	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	11

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年齢	平成24年度						平成25年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
19歳以下	14	1	15	4	4	1	20	0	19	2	6	1
20～29歳	242	44	238	51	103	20	277	44	221	34	75	9
30～39歳	370	33	372	51	149	23	428	42	382	38	161	21
40～49歳	387	49	379	53	146	31	421	46	347	45	106	16
50～59歳	194	35	165	37	50	11	218	38	175	28	69	12
60歳以上	50	7	48	7	23	7	45	7	49	10	19	4
合計	1257	169	1217	203	475	93	1409	177	1193	157	436	63

注 自殺は、未遂を含む件数である。

図2-4 年齢別構成比

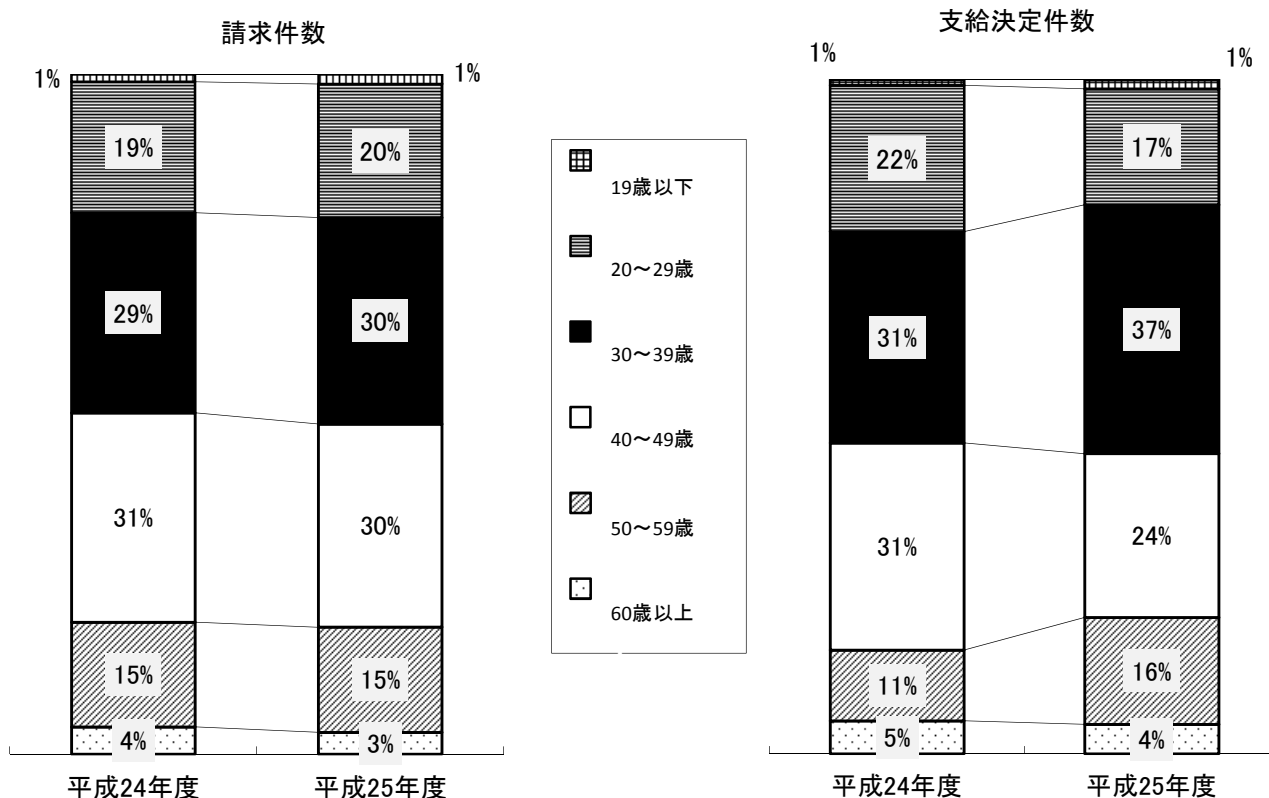


表2-5 精神障害の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

平成25年度

	精神障害					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	74	8	46	3	18	0
青森	9	1	5	1	2	0
岩手	16	1	7	1	6	1
宮城	39	1	29	1	12	1
秋田	6	1	5	0	3	0
山形	11	2	3	1	2	1
福島	20	4	17	2	10	2
茨城	25	3	22	4	6	0
栃木	8	3	5	3	2	1
群馬	15	0	9	1	2	0
埼玉	42	1	34	4	8	1
千葉	43	8	47	14	13	3
東京	236	25	212	19	80	10
神奈川	133	13	95	5	30	0
新潟	17	2	21	4	9	1
富山	5	2	7	3	6	3
石川	10	2	6	0	2	0
福井	12	5	4	3	1	1
山梨	11	2	12	2	7	2
長野	17	3	15	3	9	3
岐阜	21	4	12	2	5	0
静岡	28	5	17	3	6	2
愛知	57	6	51	6	10	2
三重	12	2	13	3	2	1
滋賀	9	1	7	1	3	1
京都	43	3	33	2	8	1
大阪	153	27	146	20	44	6
兵庫	73	7	64	6	35	3
奈良	12	0	16	1	6	0
和歌山	3	0	5	0	0	0
鳥取	4	0	4	0	3	0
島根	4	1	1	1	0	0
岡山	22	2	16	2	3	0
広島	50	7	39	6	16	5
山口	9	1	13	3	5	1
徳島	9	2	4	1	2	0
香川	6	2	3	3	0	0
愛媛	15	4	14	4	4	3
高知	7	1	14	1	7	0
福岡	49	4	69	11	29	5
佐賀	6	0	8	1	4	0
長崎	19	4	10	1	2	0
熊本	10	1	8	1	2	0
大分	7	2	4	1	2	1
宮崎	12	2	8	0	3	0
鹿児島	10	2	9	3	4	2
沖縄	10	0	4	0	3	0
合計	1409	177	1193	157	436	63

注 自殺は、未遂を含む件数である。

表2-6 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

区分	年度		年度	
	平成24年度	うち自殺 (未遂を含む。)	平成25年度	うち自殺 (未遂を含む。)
20 時 間 未 満	97	3	89	5
20 時 間 以 上 ~ 40 時 間 未 満	25	3	43	9
40 時 間 以 上 ~ 60 時 間 未 満	29	8	31	4
60 時 間 以 上 ~ 80 時 間 未 満	26	13	27	7
80 時 間 以 上 ~ 100 時 間 未 満	32	7	21	4
100 時 間 以 上 ~ 120 時 間 未 満	66	17	46	9
120 時 間 以 上 ~ 140 時 間 未 満	46	15	22	4
140 時 間 以 上 ~ 160 時 間 未 満	24	6	24	6
160 時 間 以 上	46	14	31	7
そ の 他	84	7	102	8
合 計	475	93	436	63

注 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

表2-7 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数一覧

区分	年度	平成24年度				平成25年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
			うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
正規職員・従業員	1067	196	433	92	999	146	375	57	
契約社員	36	1	11	0	66	1	20	1	
派遣労働者	31	2	10	0	32	4	11	2	
パート・アルバイト	68	2	17	0	85	3	26	2	
その他(特別加入者等)	15	2	4	1	11	3	4	1	
合計	1217	203	475	93	1193	157	436	63	

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・ 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・ 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・ 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・ パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-8 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事	平成24年度				平成25年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	97	4	45	3	92	4	46	3
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	93	2	51	2	82	0	49	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	4	0	2	0	5	2	3	1
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	21	11	7	4	19	6	9	4
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	11	2	5	1	7	3	2	1
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	4	3	0	0	2	1	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	7	0	2	0	5	0	1	0
	達成困難なノルマが課された	9	4	3	2	17	8	6	2
	ノルマが達成できなかった	7	2	2	0	5	0	1	0
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	4	1	2	1	11	5	3	1
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	5	1	2	1	7	2	2	1
	顧客や取引先からクレームを受けた	35	6	13	4	22	3	8	1
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	2	0	0	0	1	0	0	0
上司が不在になることにより、その代行業を任せられた	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	125	34	59	19	127	27	55	14
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	59	17	32	8	64	10	34	5
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	28	8	17	7	21	2	15	2
	勤務形態に変化があった	1	1	0	0	3	1	0	0
	仕事のペース、活動の変化があった	3	0	0	0	0	0	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	31	3	8	0	29	1	8	0
	配置転換があった	63	10	12	4	62	17	11	6
	転勤をした	18	11	4	2	10	2	3	1
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	7	0	3	0	6	3	1	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	3	0	0	0	7	0	1	0
	自分の昇格・昇進があった	9	2	1	0	5	4	1	1
	部下が減った	1	0	0	0	1	0	0	0
	早期退職制度の対象となった	0	0	0	0	1	0	0	0
非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	0	0	0	2	0	0	0	
5 対人関係	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	99	15	55	10	115	7	55	5
	上司とのトラブルがあった	213	22	35	6	231	27	17	5
	同僚とのトラブルがあった	42	9	2	1	32	2	3	1
	部下とのトラブルがあった	8	3	4	2	9	1	3	0
	理解してくれていた人の異動があった	3	1	0	0	2	0	0	0
	上司が替わった	2	1	1	0	3	1	0	0
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	3	1	0	0	0	0	0	0
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	45	0	24	0	52	0	28	1
7 特別な出来事 注2		84	16	84	16	73	8	71	8
8 その他 注3		71	13	0	0	63	10	0	0
合計		1217	203	475	93	1193	157	436	63

注 1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

注 2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

注 3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

注 4 自殺は、未遂を含む件数である。